資料４―１

第２章「こどもの権利」、第４章「こどもにやさしいまちづくりの推進」の構成（案）について

第２章は、こども会議の提案内容等を踏まえ、流山市のこどもにとって特に大切なこどもの権利を規定します。そして、それらを含む全てのこどもの権利を保障するためには、こどもにやさしいまちづくりを推進する必要があることから、第４章は、こどもの権利部会委員へのアンケート調査による意見等を参考に、具体的な取組みを規定します。

第２章　こどもの権利

○安心して生活できる権利
【こ会】【ア(2)（6)】

○自分らしくいられる権利
【こ会】【ア(8)】

○みんなが自由に遊んで学んで暮らせる権利【こ会】【ア(10)】

○自分で決め、それを伝える権利
【こ会】【ア(7)】

○参加する権利【ア(7)】

○地域の一員として生活する権利
【こ会】

○差別されない権利【ア(1)】

○暴力から守られる権利【ア(5)】

○悩みを相談できる権利【ア(4)】

○休む権利【ア(3)】

第４章　こどもにやさしいまちづくりの推進

（１）こどもの権利の周知および啓発

（２）虐待、体罰、いじめ等その他あらゆる権利侵害の防止および救済

（３）こどもの意見表明や参加の機会の確保

（４）こどもの権利を保障する施策

- ①こどもの居場所づくり
- ②多様な学びの環境および機会の確保
- ③こどもが安全に過ごせる環境づくり
- ④こどもが相談できる環境の整備
- ⑤支援が必要なこどもや家庭への支援
- ⑥市民等やこども関係施設等への支援

【こ会】：こども会議で特に大切にしたいと提案があった権利

【ア(No)】：アンケート調査問 11 で大切だと思う権利として回答があった権利。※カッコ内数値は設問番号

【参考：アンケート調査問 11[あなたが大切だと思う「こどものけんり」をすべて教えてください]】

(1)差別（さべつ）されたり、悪口を言われたり、なかまはずれにされないこと
(2)命が守られ、のびのびと成長したり、安心して生活できること (3)ゆっくり休んだり、遊びを楽しむこと
(4)なやんでいること、こまっていることを相談できること　(5)たたかれたり、いやなことをされたり、言われたりしないこと
(6)心や体に障害があっても安心して生活できること
(7)自分に関わることに自由に意見が言えること、大人に意見をきいてもらえること
(8)自分が思うことや伝えたいことを、話したり、書いたり、歌ったりして自由にあらわすこと
(9)知られたくないことは知られないようにできること　(10)いろいろな方法で学べること
(11)こどもにとって一番よいことは何かを大人が考えてくれること